

健康診断の実施と事後措置

- 1 一般健康診断
- 2 結核健康診断
- 3 歯科健康診断
- 4 特定業務従事者に対する健康診断
- 5 パート・アルバイトに対する健康診断
- 6 海外派遣労働者の健康診断
- 7 有機溶剤健康診断
- 8 特定化学物質健康診断
- 9 鉛健康診断
- 10 電離放射線健康診断
- 11 腰痛健康診断
- 12 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針

一般健康診断

労働安全衛生規則第44条関係

検査項目

- ①既往歴及び業務歴の調査
- ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③身長、体重、視力及び聴力の検査
- ④胸部エックス線検査及び喀痰検査
- ⑤血圧の測定
- ⑥貧血検査（赤血球数、血色素量）
- ⑦肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）
- ⑧血中脂質検査（総コレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド）
- ⑨血糖検査
- ⑩心電図検査（安静時心電図検査）
- ⑪尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）

〈下記は医師の判断により省略等可〉

- 身長：20歳以上
 - 聴力：聴力検査は1000及び4000Hzの純音を用いて、オーディオメーターで検査する必要がありますが、45歳未満の者（35・40歳を除く）については、他の検査方法に代えることができます。
 - 喀痰検査：胸部エックス線検査で病変の発見されないもの等
 - ⑥～⑩の検査：40歳未満の者（35歳を除く）
 - 尿中の糖：血糖検査実施時
- ◎雇入れ時の健康診断は、一般健康診断と同じ検査項目ですが、検査項目の省略は認められません。また、喀痰検査は不要です。なお、雇入れ時の色覚検査は平成13年10月1日に廃止されました。
- *健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針が定められています。
- （注）労働者数50名以上の事業場については、遅滞なく定期健康診断結果報告書を提出することが法令で義務づけられています。

結核健康診断

労働安全衛生規則第46条

一般健康診断等で結核のおそれがあると診断された労働者に対しては、おおむね6月後に次の項目の結核健康診断を行わなければなりません。

- ①エックス線直接撮影による検査及び喀痰検査
- ②聴診、打診その他必要な検査

〈医師が必要でないと認める場合に省略できる健康診断項目〉

- 聴診、打診

歯科健康診断

労働安全衛生規則第48条

次の物質のガス、蒸気または粉じんを発生する場所における業務に従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその6月以内ごとに1回定期に、歯科医師による健康診断を実施しなければなりません。

- ①塩酸
- ②硝酸
- ③硫酸
- ④亜硫酸
- ⑤弗化水素
- ⑥黄りん
- ⑦その他歯またはその支持組織に有害な物

（注）労働者数50名以上の事業場については、遅滞なく定期健康診断結果報告書を提出することが法令で義務づけられています。

特定業務従事者に対する健康診断

労働安全衛生規則第45条

下表に示した深夜業などの特定業務に従事する労働者に対しては、当該業務への配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期に、定期健康診断と同じ項目の健康診断を行わなければなりません。

ただし、胸部エックス線検査については、1年以内ごとに1回、定期に行えば足够了。

※45歳未満（35・40歳を除く）の者の聴力検査は、医師の判断により他の方法を用いてもよいことになっています。

※年2回の聴力検査のうち1回は、医師が適当と認める方法を用いてもよいことになっています。

※35及び40歳以上の者の、貧血検査、肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、心電図検査について、年2回のうち1回は、医師が必要でないと認めるときは、省略することができます。

※尿中の糖の有無の検査：血糖検査実施時において、医師が必要でないと認めるときは、省略することができます。

特定業務一覧（労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務）

- | | |
|-----------------------------------|--|
| ①多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務 | ⑨坑内における業務 |
| ②多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務 | ⑩深夜業を含む業務 |
| ③ラジウム放射線、X線その他の有害放射線にさらされる業務 | ⑪水銀、ヒ素、黄リン、フッ化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務 |
| ④土石、獣毛等のじんあひまたは粉末を著しく飛散する場所における業務 | ⑫鉛、水銀、クロム、ヒ素、黄リン、フッ化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気または粉じんを飛散する場所における業務 |
| ⑤異常気圧下における業務 | ⑬病原体によって汚染のおそれが著しい業務 |
| ⑥削岩機、鉋打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務 | ⑭その他厚生労働大臣が定める業務（未制定） |
| ⑦重量物の取り扱い等重激な業務 | |
| ⑧ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務 | |

*有機溶剤・特定化学物質・鉛・電離放射線・粉じん作業等に従事する労働者については、別途省令等にて特殊健康診断の実施が義務づけられています。

(注) 労働者数50名以上の事業場については、遅滞なく定期健康診断結果報告書を提出することが法令で義務づけられています。

パート・アルバイトに対する健康診断

パート・アルバイトについても、次の①～③までのいずれかで、1週間の所定労働時間が、同種の業務に従事する通常の労働者の4分の3以上であるときは、健康診断を実施する必要があります。

また、概ね2の1以上であるときは、実施することが望ましいとされています。

- | |
|--|
| ①雇用期間の定めのない者 |
| ②雇用期間の定めはあるが、契約の更新により1年※以上使用される予定の者 |
| ③雇用期間の定めはあるが、契約の更新により1年※以上引き続き使用されている者 |

※特定業務従事者にあつては6月

海外派遣労働者の健康診断

労働安全衛生規則第45条の2

労働者を6月以上海外に派遣しようとするときは、あらかじめ次の項目の健康診断を行わなければなりません。また、6月以上海外勤務した労働者を帰国させ、国内の業務に就かせるときも、健康診断を行わなければなりません。

必ず実施すべき項目

- ①既往歴及び業務歴の調査
- ②自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ③身長、体重、視力及び聴力の検査
- ④胸部エックス線検査及び喀痰検査
- ⑤血圧の測定
- ⑥尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
- ⑦貧血検査（赤血球数、血色素量）
- ⑧肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）

⑨血中脂質検査（総コレステロール、HDLコレステロール、トリグリセライド）

⑩血糖検査

⑪心電図検査

医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目

⑫腹部画像検査（胃部エックス線検査、腹部超音波検査）

⑬血中の尿酸の量の検査

⑭B型肝炎ウイルス抗体検査

⑮ABO式及びRh式の血液型検査（派遣前に限る）

⑯糞便塗抹検査（帰国時に限る）

〈医師が必要でないとする場合に省略できる健康診断項目〉

■身長：20歳以上の場合

■喀痰検査：胸部エックス線検査で所見のない場合

有機溶剤健康診断

有機溶剤中毒予防規則第29条

有機溶剤業務に従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6カ月以内ごとに1回定期的に、次の項目の健康診断を実施しなければなりません。

必ず実施すべき項目

- ①業務の経歴の調査
- ②有機溶剤による健康障害の既往歴の調査
 - ・有機溶剤による自覚症状および他覚症状の既往歴の調査
 - ・有機溶剤による⑤～⑧及び⑩～⑬に掲げる既往の異常所見の有無の調査
 - ・④の既往の検査結果の調査
- ③自覚症状または他覚症状と通常認められる症状の有無の検査（下欄1～22の症状）
- ④尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査（右下の表参照）
- ⑤尿中の蛋白の有無の検査
- ⑥肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）
- ⑦貧血検査（赤血球数、血色素量）
- ⑧眼底検査

医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目

- ⑨作業条件の調査
- ⑩貧血検査
- ⑪肝機能検査
- ⑫腎機能検査（尿中の蛋白の有無の検査を除く）
- ⑬神経内科学的検査

※このうち④および⑥～⑧は、右の表に示した有機溶剤に限る。

※④の検査については、年2回の検査のうち1回については医師の判断で省略することができます。省略する際には、別途省略要件（平成10年3月24日基発第122号）により判断することになります。

※自覚症状または他覚症状については、医師が次の項目のすべてをチェックしなければなりません。

1. 頭重 2. 頭痛 3. めまい 4. 悪心 5. 嘔吐 6. 食欲不振 7. 腹痛
8. 体重減少 9. 心悸亢進 10. 不眠 11. 不安 12. 焦燥感 13. 集中力の低下
14. 振戦 15. 上気道又は眼の刺激症状 16. 皮膚又は粘膜の異常 17. 四肢末端部の疼痛 18. 知覚異常 19. 握力減退 20. 膝蓋腱・アキレス腱反射異常
21. 視力低下 22. その他

（注）労働者数に関係なく、実施後遅滞なく健康診断結果報告書を提出することが法令で義務づけられています。

■代謝物の量の検査、肝機能検査、貧血検査、眼底検査を実施しなければならない有機溶剤

有機溶剤の種類	検査項目			
	尿中の代謝物	肝機能	貧血	眼底
キシレン、スチレン、トルエン、1・1・1-トリクロエタン、ノルマルヘキサン	○			
N・N-ジメチルホルムアミド、トリクロエチレン、テトラクロエチレン	○	○		
クロルベンゼン、オルトジクロルベンゼン、クロホルム、四塩化炭素、1・4-ジオキサン、1・2-ジクロルエタン、1・2-ジクロルエチレン、1・1・2・2-テトラクロエタン、クレゾール		○		
エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、エチレングリコールモノノルマルルーブチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル			○	
二硫化炭素				○

※上記指定の有機溶剤が5%を超えて含有されている物質を製造または取り扱う場合にも検査が必要です。

■尿中の代謝物の検査内容

対象物質名	検査内容
キシレン	尿中メチル馬尿酸
スチレン	尿中マンデル酸
トルエン	尿中馬尿酸
1・1・1-トリクロエタン	尿中トリクロル酢酸または総三塩化物
ノルマルヘキサン	尿中2・5-ヘキサジジオン
N・N-ジメチルホルムアミド	尿中N-メチルホルムアミド
トリクロエチレン	尿中トリクロル酢酸または総三塩化物
テトラクロエチレン	尿中トリクロル酢酸または総三塩化物

特定化学物質を取り扱う労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び6月以内こと（ベリリウム及びニッケルカルボニルを取り扱う労働者に対する胸部エックス線直接撮影による検査は1年以内こと）に1回定期に実施しなければなりません。また、特定化学物質を取り扱う業務（労働安全衛生法施行令第22条第2項の行に限る。）に、常時従事したことがある労働者で、現に雇用している者に対しても6月以内ごとに同様の健康診断を実施しなければなりません。

特定化学物質健康診断は、第一次検査と第二次検査に分かれています。第一次検査項目をグループ別に表に示しました。第一次検査で有所見となり、医師が必要と認める場合は第二次検査を行わなければなりません。物質別の検査項目については、特定化学物質等障害予防規則の別表3、別表4を参照して下さい。

■特定化学物質健康診断の項目

特定化学物質健康診断の項目	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	
業務経歴の調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
作業条件の調査															○									
既往歴の有無の調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自覚症状の有無の調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
皮膚所見の有無の調査			○	○	○	○					○			○					○		○		○	
鼻腔の所見の有無の調査										○				○										
カドミウム黄色環の有無の調査												○												
肝または脾の腫大の有無の調査								○																
握力の測定																							○	
血圧の測定													○					○				○		
肺活量の測定				○									○											
胸部エックス線直接撮影		○		○	△			△			△			△					○					
尿中の蛋白の有無の検査												○					○						○	
尿中の糖の有無の検査																						○		
尿中ウロビリノーゲンの検査			○						○	○				○	○							○		○
尿中の潜血の検査																	○							
尿沈渣検鏡	○								○															
赤血球数の検査																		○			○			
白血球数の検査																					○			
GOT、GPT、ALP等肝機能検査								○								○								

※○印は該当するもの。△印は一定条件のもとに該当するものです。

■物質別グループ名一覧

物質名(製造禁止物質)	グループ	特化側別表3	物質名(第2類物質)	グループ	特化側別表3	物質名(第1類物質)	グループ	特化側別表3
ベンジジン(塩)	A	1	アクリルアミド	F	5	ジクロルベンジン(塩)	A	1
4-アミノジフェニル(塩)	A	36	アクリロニトリル	G	6	アルファーナフチルアミン(塩)	A	1
4-ニトロジフェニル(塩)	A	36	アルキル水銀化合物	F	7	塩素化ビフェニル	C	3
ビス(クロロメチル)エーテル	B	2	石綿	B	8	オルトートリンジ(塩)	A	1
ベーターナフチルアミン(塩)	A	1	エチレンイミン	F	9	ジアニシジン(塩)	A	1
ベンゼンゴムのり	T	30	エチレンオキシド	※	※	ベリリウム	D	4
			塩化ビニル	H	10	ベンゾトリクロリド	E	4-2
			塩素	G	11			
			オーラミン	I	12			
			オルトーフタロジニトリル	J	13			
			カドミウム(化合物)	L	14			
			クロム酸(塩)、重クロム酸(塩)	K	15			
			クロロメチルメチルエーテル	B	16			
			五酸化バナジウム	M	17			
			コールタール	E	18			
			三酸化砒素	N	19			
			シアン化カリウム、シアン化水素、シアン化ナトリウム	O	20			
			3,3-ジクロロ-4,4-ジアミノジフェニルメタン	P	21			
			臭化メチル	F	22			
			水銀(無機化合物)	Q	23			
			トリレンジイソシアネート	F	24			
			ニッケルカルボニル	B	25			
			ニトログリコール	R	26			
			パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	A	1			
			パラ-ニトロクロルベンゼン	J	27			
			弗化水素	C	28			
			ゲータープロピオラクトン	S	29			
			ベンゼン	T	30			
			ペンタクロルフェノール	U	31			
			マゼンダ	A	1			
			マンガン(化合物)	V	32			
			沃化メチル	F	33			
			硫化水素	G	34			
			硫化ジメチル	W	35			

※のエチレンオキシドについては、特化則に基づく特殊健康診断を行う必要はありませんが、安衛則第45条に基づく一般健康診断を配置替え時及びその後6月以内ごとに1回行わなければなりません。

(注) 労働者数に関係なく、実施後遅滞なく健康診断結果報告書を提出することが法令で義務づけられています。

法令で定められた鉛業務に従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回定期的に、次の項目の健康診断を実施しなければなりません。（はんだ付け等一部業務は1年以内ごと）

必ず実施すべき項目

- ①業務の経歴の調査
- ②・鉛による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査
・血液中の鉛の量及び尿中のデルタアミノレブリン酸の量の既往の検査結果の調査
- ③自覚症状または他覚症状と通常認められる症状（下欄1～10の症状）の有無の検査
- ④血液中の鉛の量の検査
- ⑤尿中デルタアミノレブリン酸の量の検査

医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目

- ⑥作業条件の調査
- ⑦貧血検査
- ⑧赤血球中のプロトポルフィリンの量の検査
- ⑨神経内科学的検査

※④⑤の検査については、6月以内ごとに1回の検査で、前回当該検査を受けた者については、医師の判断で省略することができます。省略する際には、別途省略要件（平成元年8月22日基発第463号）により判断することになります。

※自覚症状または他覚症状については、医師が次の項目のすべてをチェックしなければなりません。

- | | |
|-------------------------------|---------|
| 1. 食欲不振、便秘、腹部不快感、腹部の疝痛等の消化器症状 | 5. 蒼白 |
| 2. 四肢の伸筋麻痺または知覚異常などの末梢神経症状 | 6. 易疲労感 |
| 3. 関節痛 | 7. 倦怠感 |
| 4. 筋肉痛 | 8. 睡眠障害 |
| | 9. 焦燥感 |
| | 10. その他 |

(注) 労働者数に関係なく、実施後遅滞なく健康診断結果報告書を提出することが法令で義務づけられています。

電離放射線健康診断

放射線業務に従事し管理区域に立ち入る労働者に対しては、雇入れの際または当該業務への配置替えの際及びその6月以内ごとに1回、定期的に、つきの項目の健康診断を実施しなければなりません。

- ①被ばく歴の有無、自覚症状の有無の調査及びその評価
- ②白血球数及び白血球百分率の検査
- ③赤血球数及び血色素量またはヘマトクリット値の検査
- ④白内障に関する眼の検査
- ⑤皮膚の検査

※雇入れの際または配置替えの際の健康診断では、線源の種類等に依りて④を省略できます。

※定期に行う検診については、医師が必要でないとき②～⑤の全部または一部を省略できます。

但し、前年1年間に受けた実効線量が5mSvを超えず、かつ今年1年間に受ける実効線量が5mSvを超えるおそれのない者については、医師が必要と認めないときには、②～⑤を実施する必要はありません。

(注) 労働者数に関係なく、実施後遅滞なく健康診断結果報告書を提出することが法令で義務づけられています。

腰痛健康診断

重量物取り扱い作業に従事する労働者、介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者に対しては、当該作業に配置する際及びその後6月以内ごとに1回、次の項目の健康診断を実施する必要があります。

配置前の健康診断

- ①既往歴（腰痛に関する病歴及びその経過）及び業務歴の調査
- ②自覚症状（腰痛、下肢痛、下肢筋力減退、知覚障害など）の有無の検査
- ③脊柱の検査：姿勢異常、脊柱の変形、脊柱の可動性及び疼痛、腰背筋の緊張及び圧痛、脊椎棘突起の圧痛などの検査
- ④神経学的検査：神経伸展試験、深部腱反射、知覚検査、筋萎縮などの検査
- ⑤脊柱機能検査：クラウス・ウェーバーテストまたはその変法（腹筋力、背筋力などの機能のテスト）
- ⑥腰椎のエックス線検査：原則として立位で、2方向撮影（医師が必要と認める者についてのみ）

定期健康診断

- ①既往歴（腰痛に関する病歴及びその経過）及び業務歴の調査
- ②自覚症状（腰痛、下肢痛、下肢筋力減退、知覚障害など）の有無の検査
なお、定期健康診断の結果医師が必要と認める者については、次の検査を実施しなければなりません。
- ③脊柱の検査：姿勢異常、脊柱の変形、脊柱の可動性及び疼痛、腰背筋の緊張及び圧痛、脊椎棘突起の圧痛などの検査
- ④神経学的検査：神経伸展試験、深部腱反射、知覚検査、徒手筋力テスト、筋萎縮などの検査（必要に応じ、心因性要素に関わる検査を加える）
- ⑤腰椎のエックス線検査（医師が必要と認める者）
- ⑥運動機能テスト（医師が必要と認める者）

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針

(平成8年10月1日 公示)

(改正 平成12年3月31日 公示)

(改正 平成13年3月30日 公示)

(改正 平成14年2月25日 公示)

1 趣旨

産業構造の変化、高齢化の進展等労働者を取り巻く環境が変化する中で、脳・心臓疾患につながる所見を始めとして何らかの異常の所見があると認められる労働者が4割を超える状況にある。また、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合が年々増加している。さらに、労働者が業務上の事由によって脳・心臓疾患を発症し突然死等の重大な事態に至る「過労死」等の事案が増加する傾向にあり、社会的にも大きな問題となっている。

このような状況の中で、労働者が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が労働者の健康状態を明確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、労働者の健康管理を適切に講ずることが不可欠である。そのためには、事業者は、健康診断（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の2の規定に基づく深夜業に従事する労働者が自ら受けた健康診断（以下「自発的健診」という。）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第26条第2項第1号の規定に基づく二次健康診断（以下「二次健康診断」という。）を含む。）の結果、異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について聴取した医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の意見を十分勘案し、必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備その他の適切な措置を講ずる必要がある（以下、事業者が講ずる必要があるこれらの措置を「就業上の措置」という。）。

この指針は、健康診断の結果に基づく就業上の措置が、適切かつ有効に実施されるため、就業上の措置の決定・実施の手順に従って、健康診断の実施、健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取、就業上の措置の決定等についての留意事項を定めたものである。

2 就業上の措置の決定・実施の手順と留意事項

(1) 健康診断の実施

事業者は、労働安全衛生法第66条第1項から第4項までの規定に定めるところにより、労働者に対し医師等による健康診断を実施し、当該労働者ごとに診断区分（異常なし、要観察、要医療等の区分をいう。以下同じ。）に関する医師等の判断を受けるものとする。

なお、健康診断の実施に当たっては、事業者は受診率が向上するよう労働者に対する周知及び指導に努める必要がある。

また、産業医の選任義務のある事業場においては、事業者は、当該事業場の労働者の健康管理を担当する産業医に対して、健康診断の計画や実施上の注意等について助言を求めることが必要である。

(2) 二次健康診断受診勧奨等

事業者は、労働安全衛生法第66条第1項の規定による健康診断又は当該健康診断に係る同条第5項ただし書の規定による健康診断（以下「一次健康診断」という。）における医師の診断の結果に基づき、二次健康診断の対象となる労働者を把握し、当該労働者に対して、二次健康診断の受診を勧奨するとともに、診断区分に関する医師の判定を受けた当該二次健康診断の結果を事業者に提出するよう働きかけることが適当である。

(3) 健康診断の結果についての医師等からの意見の聴取

事業者は、労働安全衛生法第66条の4の規定に基づき、健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）について、医師等の意見を聴かなければならない。

イ 意見を聴く医師等

事業者は、産業医の選任義務のある事業場においては、産業医が労働者個人ごとの健康状態や作業内容、作業

環境についてより詳細に把握しうる立場にあることから、産業医から意見を聴くことが適当である。

なお、産業医の選任義務のない事業場においては、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等から意見を聴くことが適当であり、こうした医師が労働者の健康管理等に関する相談等に応じる地域産業保健センター事業の活用を図るほか、小規模事業場の事業者が産業医の要件を備えた医師を共同して選任する小規模事業場産業保健活動支援促進事業により選任された医師を活用すること等が適当である。

ロ 医師等に対する情報の提供

事業者は、適切に意見を聴くため、必要に応じ、意見を聴く医師等に対し、労働者に係る作業環境、労働時間、労働密度、深夜業の回数及び時間数、作業態様、作業負荷の状況、過去の健康診断の結果等に関する情報及び職場巡視の機会を提供し、また、健康診断の結果のみでは労働者の身体的又は精神的状態を判断するための情報が十分でない場合は、労働者との面接の機会を提供することが適当である。

また、二次健康診断の結果について医師等の意見を聴取するに当たっては、意見を聴く医師等に対し、当該二次健康診断の前提となった一次健康診断の結果に関する情報を提供することが適当である。

ハ 意見の内容

事業者は、就業上の措置に関し、その必要性の有無、講ずべき措置の内容等に係る意見を医師等から聴く必要がある。

(イ) 就業区分及びその内容についての意見

当該労働者に係る就業区分及びその内容に関する医師等の判断を下記の区分（例）によって求めるものとする。

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

(ロ) 作業環境管理及び作業管理についての意見

健康診断の結果、作業環境管理及び作業管理を見直す必要がある場合には、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、作業方法の改善その他の適切な措置の必要性について意見を求めるものとする。

二 意見の聴取の方法と時期

事業者は、医師等に対し、労働安全衛生規則等に基づく健康診断の個人票の様式中医師等の意見欄に、就業上の措置に関する意見を記入することを求めることとする。

なお、記載内容が不明確である場合等については、当該医師等に内容等の確認を求めておくことが適当である。

また、意見の聴取は、速やかに行うことが望ましく、特に自発的健診及び二次健康診断に係る意見の聴取はできる限り迅速に行うことが適当である。

(4) 就業上の措置の決定等

イ 労働者からの意見の聴取等

事業者は、(3)の医師等の意見に基づいて、就業区分に応じた就業上の措置を決定する場合には、あらかじめ当該労働者の意見を聴き、十分な話し合いを通じてその労働者の了解が得られるよう努めることが適当である。

なお、産業医の選任義務のある事業場においては、必要に応じて、産業医の同席の下に労働者の意見を聴くことが適当である。

ロ 衛生委員会等の開催

事業者は、就業上の措置のうち、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、作業方法の改善その他の適切な措置を決定する場合には、衛生委員会又は安全衛生委員会の設置義務のある事業場においては、必要に応じ、衛生委員会又は安全衛生委員会を開催して調査審議することが適当である。

ハ 就業上の措置の実施に当たっての留意事項

従業者は、就業上の措置を実施し、又は当該措置の変更若しくは解除をしようとするに当たっては、医師等と他の産業保健スタッフとの連携はもちろんのこと、当該事業場の健康管理部門と人事労務管理部門との連携にも十分留意する必要がある。また、就業上の措置の実施に当たっては、特に労働者の勤務する職場の管理監督者の理解を得ることが不可欠であることから、プライバシーに配慮しつつ事業者は、当該管理監督者に対し、就業上の措置の目的、内容等について理解が得られるよう必要な説明を行うことが適当である。

なお、就業上の措置は、当該労働者の健康を保持することを目的とするものであって、当該労働者の健康の保持に必要な措置を超えた措置を講ずるべきではなく、医師等の意見を理由に、安易に解雇等をすることは避けるべきである。

また、就業上の措置を講じた後、健康状態の改善が見られた場合には、医師等の意見を聴いた上で、通常の勤務に戻す等適切な措置を講ずる必要がある。

(5) その他の留意事項

イ 健康診断結果の通知

事業者は、労働者が自らの健康状態を把握し、自主的に健康管理が行えるよう、労働安全衛生法第66条の6の規定に基づき、一般健康診断を受けた労働者に対して、異常の所見の有無にかかわらず、遅滞なくその結果を通知しなければならない。

ロ 保健指導

事業者は、労働者の自主的な健康管理を促進するため、労働安全衛生法第66条の7第1項の規定に基づき、一般健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対して、医師又は保健師による保健指導を受けさせるよう努めなければならない。この場合、保健指導として必要に応じ日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、健康診断に基づく再検査若しくは精密検査、治療のための受診の推奨等を行うこと。

深夜業に従事する労働者については、昼間業務に従事する者とは異なる生活様式を求められていることに配慮し、睡眠指導や食生活指導等を一層重視した保健指導を行うよう努めることが必要である。

また、労働者災害補償保険法第26条第2項第2号の規定に基づく保健指導（以下「特定保健指導」という。）を受けた労働者については、労働安全衛生法第66条の7第1項の規定に基づく保健指導を行う医師又は保健師に当該特定保健指導の内容を伝えるよう働きかけることが適当である。

なお、産業医の選任義務のある事業場においては、個々の労働者ごとの健康状態や作業内容、作業環境等についてより詳細に把握しうる立場にある産業医が中心となり実施されることが適当である。

ハ 再検査又は精密検査の取扱い

事業者は、就業上の措置を決定するに当たっては、できる限り詳しい情報に基づいて行うことが適当であることから、再検査又は精密検査を行う必要のある労働者に対して、当該再検査又は精密検査の受診を推奨するとともに、意見を聴く医師等に当該検査の結果を提出するよう働きかけることが適当である。

なお、再検査又は精密検査は、診断の確定や症状の程度を明らかにするものであり、一般には事業者による実施が義務付けられているものではないが、有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）、特定化学物質等障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）及び高気圧作業安全衛生規則（昭和47年労働省令第40号）に基づく特殊健康診断として規定されているものについては、事業者による実施が義務付けられているので留意する必要がある。

ニ プライバシーの保護

事業者は、個々の労働者の健康に関する情報が、個人のプライバシーに属するものであることから、その保護に特に留意する必要がある。特に就業上の措置の実施に当たって、関係者へ提供する情報の範囲は必要最小限とする必要がある。

また、二次健康診断の結果については、事業者によるその保存が義務付けられているものではないが、継続的に健康管理を行うことができるよう、保存することが望ましい。

なお、保存に当たっては、当該労働者の同意を得ることが必要である。